

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>第十五条の二十五 連結財務諸表提出会社は、当該会社又は連結子会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。</p> <p>一 公共施設等運営権の概要</p> <p>二 公共施設等運営権の減価償却の方法</p> <p>2 更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第二条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。</p>	<p>「条を加える。」</p>

- 
- 一 次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる事項
    - イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期
    - ロ 更新投資に係る資産の計上方法
    - ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法
    - ニ 翌連結会計年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等）をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができるときには、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額
  - 二 公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合 次に掲げる事項
    - イ 前号イ及びハに掲げる事項
    - ロ 更新投資に係る資産及び負債の計上方法
-

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を集約して記載することができる。

- 一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項
- 二 個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号、第二号又は第三号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第四号に属する資産と一括して掲記することができる。

〔一・二 略〕

三 公共施設等運営権

四 〔略〕

〔2 略〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第四号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用す

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号又は第二号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第三号に属する資産と一括して掲記することができる。

〔一・二 同上〕

三 〔号を加える。〕

四 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第三号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用す

る。

〔5 略〕

(流動負債の区分表示)

第三十七条 〔略〕

〔一〇七 略〕

八|| 公共施設等運営権に係る負債

九|| 〔略〕

〔2〇4 略〕

5 第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 〔略〕

〔一〇七 略〕

八|| 公共施設等運営権に係る負債

九|| 〔略〕

〔2・3 略〕

4 前条第五項の規定は、第一項第九号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

る。

〔5 同上〕

(流動負債の区分表示)

第三十七条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八|| 〔号を加える。〕

九|| 〔同上〕

〔2〇4 同上〕

5 第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

八|| 〔号を加える。〕

九|| 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 前条第五項の規定は、第一項第八号に掲げる項目に属する負債について準用する。

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[略]		
固定資産		
有形固定資産		
[略]		
無形固定資産		
のれん	×××	×××
リース資産	×××	×××
公共施設等運営権	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
[略]		
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
[略]		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
[略]		
資産除去債務	×××	×××
公共施設等運営権に係る負債	×××	×××
その他	×××	×××

【連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当連結会計年度 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
[同左]		
固定資産		
有形固定資産		
[同左]		
無形固定資産		
のれん	×××	×××
リース資産	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		
[同左]		
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
[同左]		
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
[同左]		
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××

流動負債合計	×××	×××	流動負債合計	×××	×××
固定負債			固定負債	×××	×××
〔略〕			〔同左〕		
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務	×××	×××
公共施設等運営権に係る負債	×××	×××	その他	×××	×××
その他	×××	×××	固定負債合計	×××	×××
固定負債合計	×××	×××	負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××	純資産の部		
純資産の部			〔略〕		
〔略〕			負債純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	(記載上の注意)		
(記載上の注意)			〔略〕		
〔略〕					

備考 表中の「」の記載は注記である。